

福井県地域防災計画 改定案 新旧対照表

(本編、震災対策編、雪害対策編、原子力災害対策編)

目 次

本	編	1
---	---	---

震 災 対 策 編	5
-----------	---

雪 害 対 策 編	1 5
-----------	-----

原子力災害対策編	1 9
----------	-----

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改定案
福井県地域防災計画（本編） 第1章 総則 （略） 第2章 災害予防計画 第1～14節 （略） 第15節 緊急事態管理体制整備計画 第1～4 （略） 第5 県の緊急事態管理体制 （1）～（2）（略） （3）住民に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備 ① 多様な媒体の活用 災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、コミュニティ放送局、FM文字多重放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、地上デジタル放送等新たな媒体の活用を図り、コミュニティ放送局についても、災害時に活用するため、その設置の検討を進める。 （後略） ②～③（略） （4）～（7）（略） 第6～7 （略） 第16～17節 （略） 第18節 広域的相互応援体制整備計画 第1 （略） 第2 県外広域相互応援体制 県域を越えた広域的防災体制を確立するため締結した関係府県との相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。 （1）近隣県との協定 岐阜県と締結している「災害時の相互応援に関する協定」 （2）～（3）（略） 第3 協定締結機関との協定 （1）（略） （2）医療救護	福井県地域防災計画（本編） 第1章 総則 （略） 第2章 災害予防計画 第1～14節 （略） 第15節 緊急事態管理体制整備計画 第1～4 （略） 第5 県の緊急事態管理体制 （1）～（2）（略） （3）住民に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備 ① 多様な媒体の活用 災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u>、コミュニティ放送局、FM文字多重放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、地上デジタル放送等新たな媒体の活用を図り、コミュニティ放送局についても、災害時に活用するため、その設置の検討を進める。 （後略） ②～③（略） （4）～（7）（略） 第6～7 （略） 第16～17節 （略） 第18節 広域的相互応援体制整備計画 第1 （略） 第2 県外広域相互応援体制 県域を越えた広域的防災体制を確立するため締結した関係府県との相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。 （1）近隣県との協定 岐阜県と締結している「災害時の相互応援に関する協定」 <u>奈良県と締結している「福井県・奈良県災害時等相互応援に関する協定」</u> <u>石川県と締結している「福井県・石川県災害時等相互応援に関する協定」</u> （2）～（3）（略） 第3 協定締結機関との協定 （1）（略） （2）医療救護

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改定案				
（前略） 一般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部と締結している「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」 （３）応急生活物資供給 福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、福井市中央卸売市場協会、<u>株式会社ユース</u>、福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、および株式会社ローソンおよび株式会社ファミリーマートそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」 （４）その他 （前略） 公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と締結している「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」	（前略） 一般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部と締結している「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」 <u>近畿臨床検査薬卸連合会と締結している「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」</u> （３）応急生活物資供給 福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、福井市中央卸売市場協会、<u>株式会社パロー</u>、福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、および株式会社ローソンおよび株式会社ファミリーマートそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」 （４）その他 （前略） 公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と締結している「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」 <u>株式会社福井銀行と締結している「災害時等における相互協力に関する協定書」</u> <u>福井県石油業協同組合と締結している「災害時等における石油燃料の供給に関する協定書」</u> <u>石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」</u>				
第１９～２３節（略）	第１９～２３節（略）				
第３章 災害応急対策計画	第３章 災害応急対策計画				
第１節 緊急活動体制計画	第１節 緊急活動体制計画				
第１ 県の配備体制	第１ 県の配備体制				
配備体制ごとの配備基準および職員の参集体制は、次のとおりとする。	配備体制ごとの配備基準および職員の参集体制は、次のとおりとする。				
<table><tr><th>配備体制</th><th>配備基準</th><th>参集体制</th></tr><tr><td>災害対策連絡室</td><td>（新設） </td></tr></table>	配備体制	配備基準	参集体制	災害対策連絡室	（新設）
配備体制	配備基準	参集体制			
災害対策連絡室	（新設） 				

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改 定 案
(1) 設置および廃止基準 安全環境部長は、土木部長またはその他災害に関係ある部局の長と協議の上、知事の命を受け災害対策連絡室を設置するものとし、その設置および廃止基準は次のとおりとする。 ① 設置基準 (新設) ア 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合 イ 広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 ウ その他災害対策連絡室の設置の必要がある場合 ② (略) (2)～(6) (略) 第5 福井県災害対策本部の設置 (1)～(3) (略) (4) 組織、事務分掌等 ①～② (略) ③ 災害対策本部員は、政策幹、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、総合政策部副幹線・交通政策監、安全環境部危機対策監、会計管理者および警察本部長をもって充てる。 また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てる。 ④～⑧ (略) ⑨ 災害発生時に災害応急対策を円滑に実施するため、次の職員を指定する。 ア 各部連絡責任者 各部局企画参事（総務部および総合政策部においては、各部署で指定された者）、会計局会計課課長補佐および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各班相互の緊密な連絡、調整を図る。 イ～ウ (略) ⑪ (略) (5)～(15) (略) 第6～9 (略) 第2～20節 (略) 第21節 交通対策計画 第1～2 (略)	(1) 設置および廃止基準 安全環境部長は、土木部長またはその他災害に関係ある部局の長と協議の上、知事の命を受け災害対策連絡室を設置するものとし、その設置および廃止基準は次のとおりとする。 ① 設置基準 ア 次のいずれかが県下の1以上の市町に発表された場合 ・記録的短時間大雨情報 ・土砂災害警戒情報 ・河川氾濫警戒情報 ・高潮警報 イ 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合 ウ 広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 エ その他災害対策連絡室の設置の必要がある場合 ② (略) (2)～(6) (略) 第5 福井県災害対策本部の設置 (1)～(3) (略) (4) 組織、事務分掌等 ①～② (略) ③ 災害対策本部員は、政策幹、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、総合政策部副幹線・交通政策監、安全環境部危機対策監、<u>国体推進局長</u>、会計管理者および警察本部長をもって充てる。 また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てる。 ④～⑧ (略) ⑨ 災害発生時に災害応急対策を円滑に実施するため、次の職員を指定する。 ア 各部連絡責任者 各部局企画参事（総務部および総合政策部においては、各部署で指定された者）、<u>国体推進局企画広報課課長補佐</u>、<u>会計局審査指導課課長補佐</u>および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各班相互の緊密な連絡、調整を図る。 イ～ウ (略) ⑪ (略) (5)～(15) (略) 第6～9 (略) 第2～20節 (略) 第21節 交通対策計画 第1～2 (略)

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改定案
第3 交通規制に関する措置 (1)～(2) (略) (新設) (3) (略) (4) (略) (5) 道路管理者の措置 道路管理者は、管理する道路に被害が出た場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、緊急の場合を除き、公安委員会の意見を聴いて、区間を定めて通行を禁止し、または制限する。 (新設) 第22～39節 (略) 第4章 災害復旧計画 (略)	第3 交通規制に関する措置 (1)～(2) (略) (3) <u>公安委員会から道路管理者への要請</u> 県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 (4) (略) (5) (略) (6) 道路管理者の措置 道路管理者は、管理する道路に被害が出た場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、緊急の場合を除き、公安委員会の意見を聴いて、区間を定めて通行を禁止し、または制限する。 道路管理者は、<u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。</u> (7) <u>県知事からの指示</u> 県知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。 第22～39節 (略) 第4章 災害復旧計画 (略)

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
福井県地域防災計画（震災対策編） 第1章 総則（略） 第2章 災害予防計画 第1～22節（略） 第23節 広域的相互応援体制整備計画 第1～2 （略） 第3 県外広域相互応援体制 県域を越えた広域的防災体制を確立するため締結した関係府県との相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。 （1）隣接県との協定 岐阜県と締結している「災害時の相互応援に関する協定」 第4 民間団体等との協定 （1）（略） （2）医療救護 （前略） 一般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部と締結している「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」 （3）応急生活物資供給 福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、福井市中央卸売市場協会、株式会社ユース、福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイビース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、および株式会社ローソンおよび株式会社ファミリーマートそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」 （4）その他 日本レスキュー協会と締結している「災害救助犬の出動に関する協定書」 （中略） 公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と締結している「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」 第24～25節 （略） 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制計画 第2 県の配備体制 配備体制ごとの配備基準および職員の参集体制は、次のとおりとする。	福井県地域防災計画（震災対策編） 第1章 総則（略） 第2章 災害予防計画 第1～22節（略） 第23節 広域的相互応援体制整備計画 第1～2 （略） 第3 県外広域相互応援体制 県域を越えた広域的防災体制を確立するため締結した関係府県との相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。 （1）隣接県との協定 岐阜県と締結している「災害時の相互応援に関する協定」 奈良県と締結している「福井県・奈良県災害時等相互応援に関する協定」 石川県と締結している「福井県・石川県災害時等相互応援に関する協定」 第4 民間団体等との協定 （1）（略） （2）医療救護 （前略） 一般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部と締結している「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」 近畿臨床検査薬卸連合会と締結している「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」 （3）応急生活物資供給 福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、福井市中央卸売市場協会、株式会社バロー、福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイビース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、および株式会社ローソンおよび株式会社ファミリーマートそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」 （4）その他 日本レスキュー協会と締結している「災害救助犬の出動に関する協定書」 （中略） 公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と締結している「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」 株式会社福井銀行と締結している「災害時等における相互協力に関する協定書」 福井県石油業協同組合と締結している「災害時等における石油燃料の供給に関する協定書」 石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」 第24～25節 （略） 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制計画 第2 県の配備体制 配備体制ごとの配備基準および職員の参集体制は、次のとおりとする。

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行			改定案		
①地震			①地震		
配 備 体 制	配 備 基 準	参 集 体 制	配 備 体 制	配 備 基 準	参 集 体 制
第一注意配備	県内で震度3を観測した場合	危機対策・防災課3名以上	第一注意配備	県内で震度3を観測した場合	危機対策・防災課3名以上
第二注意配備	県内で震度4または震度5弱を観測した場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員のうち広報課、財産・事務管理課、政策統計・情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、地域医療課、土木管理課、道路建設課、道路保全課、河川課、砂防防災課および建築住宅課のあらかじめ指定された職員	第二注意配備	県内で震度4を観測した場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員のうち広報課、財産活用推進課、政策統計・情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、地域医療課、土木管理課、道路建設課、道路保全課、河川課、砂防防災課および建築住宅課のあらかじめ指定された職員
警戒配備	(1) 県内で震度5強を観測した場合 (2) 第二注意配備以降に体制を強化する必要があると認めた場合	職員全員	災害対策連絡室	(1) 県内で震度5弱または5強を観測した場合 (2) 第二注意配備以降に体制を強化する必要がある場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員全員 ・各部連絡員全員 ・震度5強の場合は職員全員
災害対策本部設置	(1) 県内で震度6弱以上を観測した場合 (2) 第二注意配備または警戒配備以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	職員全員	災害対策本部設置	(1) 県内で震度6弱以上を観測した場合 (2) 第二注意配備または災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	職員全員
②津波			②津波		
配 備 体 制	配 備 基 準	参 集 体 制	配 備 体 制	配 備 基 準	参 集 体 制
注意配備	県内の沿岸に津波注意報が発表された場合	・危機対策・防災課2名以上 ・緊急時特別初動班員のうち政策統計・情報課、水産課、河川課、砂防防災課および港湾空港課のあらかじめ指定された職員	災害対策連絡室	県内の沿岸に津波注意報が発表された場合	・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員全員 ・緊急時特別初動班員のうち広報課、財産活用推進課、政策統計・情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、砂防防災課、河川課、港湾空港課のあらかじめ指定された職員
警戒配備	(1) 県内の沿岸に津波警報が発表された場合 (2) 注意配備以降に体制を強化する必要がある場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員のうち広報課、財産・事務管理課、政策統計・情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、河川課、砂防防災課および港湾空港課のあらかじめ指定された職員	災害対策本部	(1) 県内の沿岸に津波警報または大津波警報が発表された場合 (2) 災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	職員全員

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
第3 (略) 第4 第二注意配備体制（津波の場合は注意配備体制。以下同じ。） (1) 配備および解除基準 ① 配備基準 県内で震度4または震度5弱を観測した場合 ② 解除基準 ア 災害の発生するおそれなくなった場合 イ 警戒配備体制への移行が決定された場合 ウ 災害対策本部の設置が決定された場合 (2) (3) (略) (新設)	第3 (略) 第4 第二注意配備体制 (1) 配備および解除基準 ① 配備基準 県内で震度4を観測した場合 ② 解除基準 ア 災害の発生するおそれなくなった場合 イ 災害対策連絡室の設置が決定された場合 ウ 災害対策本部の設置が決定された場合 (2) (3) (略) 第5 福井県災害対策連絡室の設置 (1) 設置および廃止基準 安全環境部長は、知事の命を受け災害対策連絡室を設置するものとし、その設置および廃止基準は次のとおりとする。 ① 設置基準 ア 県内で震度5弱または5強を観測した場合 イ 県内の沿岸に津波注意報が発表された場合 ウ 第二注意配備以降に体制を強化する必要がある場合 ② 廃止基準 ア 災害応急対策がおおむね完了した場合 イ 災害の発生するおそれなくなった場合 ウ 災害対策本部の設置が決定された場合 (2) 設置場所 災害対策連絡室は、県庁10階総合防災センターに設置する。 (3) 組織および業務内容 ① 災害対策連絡室の室長は、安全環境部長をもって充て、災害対策連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。 ② 災害対策連絡室の室次長は、安全環境部危機対策監および安全環境部企画幹をもって充て、室長に事故あるときは、安全環境部危機対策監の職にある室次長、安全環境部企画幹の職にある室次長の順序で、その職務を代理する。 ③ 災害対策連絡室員は、危機対策・防災課長、各部連絡責任者（議世事務局総務課課長補佐を含む。）および当該災害に関係ある課（以下「関係課」という。）の長をもって充てる。 ④ 室長は、情報の収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策連絡室会議を招集する。 災害対策連絡室会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。 ア 市町の被害状況および災害応急対策実施状況 イ 関係課の災害応急対策等の実施に関する事項 ウ 関係課相互の調整に関する事項 エ 防災関係機関との連携推進に関する事項 オ 国、他都道府県および防災関係機関に対する応援要請に関する事項 カ その他情報の収集連絡等に関する事項 ⑤ 知事は、災害の状況に応じて、国等の関係機関との連携を図るため、必要に応じこれらの関係機関に対して災害対策連絡室会議への出席を求める。 ⑥ 災害対策連絡室に危機対策・防災課長を長とする事務局を置き、危機対策・防災課員、各部連絡員および関係課の職員をもって構成する。

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
	⑦ 災害対策連絡室の組織図については、次のとおりとする。 <pre> graph TD A[室 長 安全環境部長] --> B[室 次 長 安全環境部危機対策監 安全環境部企画幹] B --> C[事務局 事務局長、危機対策・防災課員、 各部連絡員、緊急時初動班員] B --> D[室 員 危機対策・防災課長、各部連絡責任者（議会議務局総務課課長補佐を含む。）、関係課の長] </pre> （４）職員の指定 <u>広報課、財産活用推進課、政策統計・情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、砂防防災課、河川課、港湾空港課の長は、津波注意報が発表された場合、災害対策連絡室に参集する所属職員をあらかじめ指定する。</u> （５）設置の伝達等 ① 勤務時間中における伝達 ア 安全環境部長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、安全環境部危機対策監に伝達する。 イ 安全環境部危機対策監は、危機対策・防災課長に伝達する。 ウ 危機対策・防災課長は、副知事、政策幹、安全環境部企画幹、各部連絡責任者（議会議務局総務課課長補佐を含む。）および関係課の長に伝達するとともに、庁内放送を行う。また、職員参集装置により各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員に参集することを伝達する。庁内放送により伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達する。 ② 勤務時間外または休日等における伝達 ア 安全環境部長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、安全環境部危機対策監に伝達する。 イ 安全環境部危機対策監は、危機対策・防災課長に伝達する。 ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部企画幹、各部連絡責任者（議会議務局総務課課長補佐を含む。）および関係課の長に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達する。 エ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達する。 オ 伝達を受けた関係課の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により参集すべき所属職員に伝達するとともに、所管する出先機関に伝達する。また、伝達を受けた出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。 （６）職員の参集 ① 職員の参集

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
第5 警戒配備体制 （1）配備および解除基準 ① 配備基準 ア 県内で震度5強を観測した場合 イ 県内の沿岸に津波警報が発表された場合 ウ 第二注意配備以降に体制を強化する必要がある場合 ② 解除基準 ア 災害応急対策がおおむね完了した場合 イ 災害の発生するおそれなくなった場合 ウ 災害対策本部の設置が決定された場合 （2）配備体制の伝達 ① 勤務時間中における伝達 ア 県内で震度5強を観測した場合または県内の沿岸に津波警報が発表された場合 （ア）危機対策・防災課長は、知事および副知事に警戒配備体制をとったことを報告するとともに、庁内放送によ	ア 地震の場合 危機対策・防災課員ならびに緊急時特別初動班員は、県内で震度5弱を観測したときまたは第二注意配備体制から災害対策連絡室体制に移行する伝達があったときは直ちに参集する。 全職員は、県内で震度5強以上を観測したときは直ちに参集する。 イ 津波の場合 危機対策・防災課員ならびに緊急時特別初動班員のうち広報課、財産活用推進課、政策統計・情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、河川課、砂防防災課および港湾空港課のあらかじめ指定された職員は、県内の沿岸に津波注意報が発表されたときは直ちに参集する。 ウ 室員および事務局員は、大規模または広範囲にわたる災害が発生し、もしくは発生するおそれがあることを覚知したときは、災害対策連絡室設置前であっても直ちに参集するものとする。 ② 参集場所 原則として各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員については総合防災センターとし、その他の職員については、各所属とする。 ただし、交通機関等が途絶し通常の通勤方法が困難な場合で、平常時において徒歩2時間以内に各所属に参集できない職員については本庁および最寄りの合同庁舎または土木事務所（健康福祉部の職員については最寄りの健康福祉センター）に参集する。 ③ 参集時の心構え 職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。 また、参集途中重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で住民の救出を優先し、救出の状況等について所属や参集場所に連絡するよう努める。 ④ 参集状況等の報告 各部連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、人事企画課へ報告する。 （7）市町災害対策本部への職員の派遣 知事は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の相互調整等を行わせる。 また、状況に応じ、職員を災害現場等へ直接派遣し、被害状況等の情報収集を行わせる。 （8）この計画に定めるもののほか、災害対策連絡室に関し必要な事項は、福井県災害対策連絡室運営要綱で定める。 （削除）

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
り職員に伝達する。また、職員参集装置により各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員（津波の場合においては緊急時特別初動班員に限る。）に参集することを伝達する。 （イ）地震の場合においては、庁内放送により伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達する。 イ 第二注意配備以降に体制が強化された場合 （ア）安全環境部長は、知事が警戒配備体制に移行することを決定したときは、危機対策・防災課長に伝達する。 （イ）危機対策・防災課長は、庁内放送により職員に伝達するとともに、庁内電話により各部連絡責任者に伝達する。 （ウ）伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は部局内各課（津波の場合においては緊急時特別初動班員の所属する課に限る。）に伝達する。地震の場合においては、伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達する。 ② 勤務時間外または休日等における伝達 ア 県内で震度５強を観測した場合または県内の沿岸に津波警報が発表された場合 （ア）危機対策・防災課長は、知事、副知事、政策幹、安全環境部長、安全環境部企画幹および安全環境部危機対策幹に警戒配備体制をとったことを報告するとともに、電話により各部連絡責任者に伝達する。また、職員参集装置により各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員に参集することを伝達する。 （イ）伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により部局内各課（津波の場合においては緊急時特別初動班員の所属する課に限る。）に伝達する。 （ウ）地震の場合においては、伝達を受けた各課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達するとともに、所管する出先機関に伝達する。また、伝達を受けた出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。 イ 第二注意配備以降に体制が強化された場合 （ア）安全環境部長は、知事が警戒配備体制に移行することを決定したときは、危機対策・防災課長に伝達する。 （イ）危機対策・防災課長は、副知事に報告するとともに、電話により各部連絡責任者に伝達する。また、職員参集装置により各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員に参集することを伝達する。 （ウ）伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により部局内各課（津波の場合においては緊急時特別初動班員の所属する課に限る。）に伝達する。 （エ）地震の場合においては、伝達を受けた各課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達するとともに、所管する出先機関に伝達する。また、伝達を受けた出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。 （３）職員の参集 ① 地震の場合 全職員は、県内で震度５強以上を観測したときまたは第二注意配備体制から警戒配備体制に移行する伝達があったときは直ちに参集する。 ② 津波の場合 危機対策・防災課員ならびに緊急時特別初動班員のうち広報課、財産事務・管理課、政策統計・情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、河川課、砂防防災課および港湾空港課のあらかじめ指定された職員は、県内の沿岸に津波警報が発表されたときまたは注意配備体制から警戒配備体制に移行する伝達があったときは直ちに参集する。 ③ 参集場所 原則として各部連絡責任者、各部連絡員および緊急時特別初動班員については総合防災センターとし、その他の職員については、各所属とする。	

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
ただし、交通機関等が途絶し通常の通勤方法が困難な場合で、平常時において徒歩２時間以内に各所属に参集できない職員については本庁および最寄りの合同庁舎または土木事務所（健康福祉部の職員については最寄りの健康福祉センター）に参集する。 ④ 参集時の心構え 職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。 また、参集途中重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で住民の救出を優先し、救出の状況等について所属や参集場所に連絡するよう努める。 ⑤ 参集状況等の報告 各部連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、人事企画課へ報告する。 （４）業務内容 参集した職員は、災害応急対策に当たるとともに、災害対策本部の設置に備え、また、緊急時特別初動班員は、総合防災センターで災害応急対策に当たる。 （５）市町災害対策本部への職員の派遣 知事は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の相互調整等を行わせる。 また、状況に応じ、職員を災害現場等へ直接派遣し、被害状況等の情報収集を行わせる。 第６ 福井県災害対策本部の設置 （１）設置および廃止基準 知事は、次の場合に災害対策本部を設置または廃止する。 ① 設置 ア 県内で震度６弱以上を観測した場合 イ 県内の沿岸に大津波警報が発表された場合 ウ 第二注意配備または警戒配備以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 エ その他災害対策本部の設置の必要がある場合 ② （略） （２）（略） （３）組織、事務分掌等 ①～② （略） ③ 災害対策本部員は、政策幹、教育長、各部長（行政組織規則（昭和３９年福井県規則第２１号）第２０２条第１項に定める部長をいう。）、総合政策部新幹線・交通政策監、安全環境部危機対策監、会計管理者および警察本部長をもって充てる。 また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てる。 ④～⑧（略） ⑨ 震災発生時に災害応急対策を円滑に実施するため、次の職員を指定する。 ア 各部連絡責任者 各部局企画参事（総務部および総合政策部においては、各部で指定された者）、会計局会計課課長補佐および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各班相互の緊密な連絡、調整を図る。 イ～ウ（略） ⑩、⑪（略） （４）～（５）（略）	改定案 第６ 福井県災害対策本部の設置 （１）設置および廃止基準 知事は、次の場合に災害対策本部を設置または廃止する。 ① 設置 ア 県内で震度６弱以上を観測した場合 イ 県内の沿岸に津波警報または大津波警報が発表された場合 ウ 第二注意配備または災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 エ その他災害対策本部の設置の必要がある場合 ② （略） （２）（略） （３）組織、事務分掌等 ①～② （略） ③ 災害対策本部員は、政策幹、教育長、各部長（行政組織規則（昭和３９年福井県規則第２１号）第２０２条第１項に定める部長をいう。）、総合政策部新幹線・交通政策監、安全環境部危機対策監、<u>国体推進局長</u>、会計管理者および警察本部長をもって充てる。 また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てる。 ④～⑧（略） ⑨ 震災発生時に災害応急対策を円滑に実施するため、次の職員を指定する。 ア 各部連絡責任者 各部局企画参事（総務部および総合政策部においては、各部で指定された者）、<u>国体推進局企画広報課課長補佐</u>および<u>会計局審査指導課課長補佐</u>および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各班相互の緊密な連絡、調整を図る。 イ～ウ（略） ⑩、⑪（略） （４）～（５）（略）

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
(6) 設置の伝達 ① (略) ① 勤務時間中における伝達 ア 県内で震度6弱以上を観測した場合または県内の沿岸に大津波警報が発表された場合 (ア)～(イ) (略) イ 第二注意配備または警戒配備以降に災害対策本部の設置が決定された場合 (ア)～(ウ) (略) ② 勤務時間外または休日等における伝達 ア 県内で震度6弱以上を観測した場合または県内の沿岸に大津波警報が発表された場合 (ア)～(ウ) (略) イ 第二注意配備または警戒配備以降に災害対策本部の設置が決定された場合 (ア)～(エ) (略) ③ (略) (7) 職員の参集 ① 全職員の参集 全職員は、県内で震度6弱以上を観測したとき、県内の沿岸に大津波警報が発表されたとき、もしくは第二注意配備体制または警戒配備体制から災害対策本部に移行する伝達があったときは直ちに参集する。 ②～④ (略) (8)～(13) (略) 第7～9 (略) 第2～4節 (略) 第5節 地震・津波に関する情報等の伝達計画 第1～4 (略) 第5 沿岸住民の避難、誘導体制 (1) 沿岸住民等への避難勧告等 沿岸市町は、津波による被害を防止するため、津波警報等が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市町長自らの判断で、海浜にいる者に対して直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告または指示する。 また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸および河口部付近の住民等に対し避難するよう<u>勧告または指示する。</u> 津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。 (2) 避難指示等の助言 指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、避難勧告または指示の対象地域および判断時期等について、技術的に可能な範囲で助言を行う。 市町は、避難勧告または指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 (3) 避難誘導体制 沿岸市町は、海浜にいる者および付近の住民に避難するよう勧告または指示した場合は、状況に応じた指定緊急避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、水防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行う。 また、海岸付近の住民は、津波警報等が発表された場合や震度4以上の強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された指定緊急避難場所に速やかに避難する。 その際、避難行動要支援者の避難支援を協力して行う。	(6) 設置の伝達 ① 勤務時間中における伝達 ア 県内で震度6弱以上を観測した場合または県内の沿岸に<u>津波警報または大津波警報</u>が発表された場合 (ア)～(イ) (略) イ 第二注意配備または<u>災害対策連絡室設置</u>以降に災害対策本部の設置が決定された場合 (ア)～(ウ) (略) ② 勤務時間外または休日等における伝達 ア 県内で震度6弱以上を観測した場合または県内の沿岸に<u>津波警報または大津波警報</u>が発表された場合 (ア)～(ウ) (略) イ 第二注意配備または<u>災害対策連絡室設置</u>以降に災害対策本部の設置が決定された場合 (ア)～(エ) (略) ③ (略) (7) 職員の参集 ① 全職員の参集 全職員は、県内で震度6弱以上を観測したとき、県内の沿岸に<u>津波警報または大津波警報</u>が発表されたとき、もしくは第二注意配備体制または<u>災害対策連絡室</u>から災害対策本部に移行する伝達があったときは直ちに参集する。 ②～④ (略) (8)～(13) (略) 第7～9 (略) 第2～4節 (略) 第5節 地震・津波に関する情報等の伝達計画 第1～4 (略) 第5 沿岸住民の避難、誘導体制 (1) 沿岸住民等への<u>避難指示</u>等 沿岸市町は、津波による被害を防止するため、津波警報等が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市町長自らの判断で、海浜にいる者に対して直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。 また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸および河口部付近の住民等に対し避難するよう指示する。 津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。 (2) 避難指示等の助言 指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域および判断時期等について、技術的に可能な範囲で助言を行う。 市町は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 (3) 避難誘導体制 沿岸市町は、海浜にいる者および付近の住民に避難するよう指示した場合は、状況に応じた指定緊急避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、水防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行う。 また、海岸付近の住民は、津波警報等が発表された場合や震度4以上の強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された指定緊急避難場所に速やかに避難する。 その際、避難行動要支援者の避難支援を協力して行う。

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
第6～16節 （略） 第17節 災害警備計画 第1～2 （略） 第3 交通規制対策 （1）（略） （2） ①②（略） （新設） ③（略） （3）（略） （4）道路管理者の措置 道路管理者は、管理する道路に被害が生じた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、または制限する。 （新設） （5）（略） 第18～31節 （略） 第4章 災害復旧計画 （略）	第6～16節 （略） 第17節 災害警備計画 第1～2 （略） 第3 交通規制対策 （1）（略） （2） ①②（略） ③公安委員会から道路管理者への要請 県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 ④（略） （3）（略） （4）道路管理者の措置 道路管理者は、管理する道路に被害が生じた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、または制限する。 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。 （5）県知事からの指示 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。 （6）（略） 第18～31節 （略） 第4章 災害復旧計画 （略）

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行

福井県地域防災計画（雪害対策編）

第1章 総則

（略）

第2章 災害予防計画

（略）

第3章 災害応急対策計画

第1節 緊急活動体制計画

第1 （略）

第2 県の配備体制

配備体制ごとの配備基準および職員の参集体制は、別表1によるものとする。

別表1（本節第2（1）関係）

配備体制等

配備体制	配備基準	参集体制
警戒配備	(1) 大雪警報または暴風雪警報が県下の1以上の市町に発表された場合 (2) 小規模の雪害が発生した場合 (3) 雪害の発生するおそれがある場合	・危機対策・防災課5名以上 ・道路保全課およびその他関係課のあらかじめ指定された職員
災害対策連絡室設置	(1) 大規模な雪害が発生し、または発生するおそれがある場合 (2) 広範囲にわたる雪害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策連絡室の設置の必要がある場合	・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員 ・道路保全課およびその他関係課のあらかじめ指定された職員

第3 （略）

第4 警戒配備体制

(1) 配備および解除基準

危機対策・防災課長は、道路保全課長および必要に応じてその他関係課長と協議の上、警戒配備体制をとるものとし、その配備および解除基準は次のとおりとする。

ア 配備基準

(ア) 大雪警報または暴風雪警報が県下に発表された場合

(イ) 小規模の雪害が発生した場合

(ウ) 雪害の発生するおそれがある場合

改定案

福井県地域防災計画（雪害対策編）

第1章 総則

（略）

第2章 災害予防計画

（略）

第3章 災害応急対策計画

第1節 緊急活動体制計画

第1 （略）

第2 県の配備体制

配備体制ごとの配備基準および職員の参集体制は、別表1によるものとする。

別表1（本節第2（1）関係）

配備体制等

配備体制	配備基準	参集体制
災害対策連絡室設置	(1) 大雪警報または暴風雪警報が県下の1以上の市町に発表された場合 (2) 降雪により、次のいずれかが発生した場合 ・幹線道路において、車両の通行に支障が生じた場合 ・幹線鉄道において、運行に支障が生じた場合 (3) 雪害が発生し、または発生するおそれがある場合 (4) その他災害対策連絡室の設置の必要がある場合	・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員 ・道路保全課およびその他関係課のあらかじめ指定された職員

第3 （略）

(削除)

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<u>イ 解除基準</u> <u>（ア）大雪警報および暴風雪警報が解除された場合</u> <u>（イ）雪害応急対策がおおむね完了した場合</u> <u>（ウ）雪害の発生するおそれなくなった場合</u> <u>（エ）災害対策連絡室または災害対策本部の設置が決定された場合</u> <u>（２）職員の指定</u> <u>危機対策・防災課長、道路保全課長およびその他関係課長は、警戒配備体制において参集する所属職員をあらかじめ指定するものとする。</u> <u>（３）配備体制の伝達</u> <u>ア 勤務時間中における伝達</u> <u>危機対策・防災課長は、警戒配備体制をとったときは、道路保全課長および必要に応じてその他関係課長に伝達するものとする。</u> <u>イ 勤務時間外または休日等における伝達</u> <u>（ア）危機対策・防災課長は、警戒配備体制をとったときは、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達するとともに、あらかじめ定める職員を経由して道路保全課長および必要に応じてその他関係課長に伝達するものとする。</u> <u>（イ）伝達を受けた道路保全課長およびその他関係課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により参集すべき所属職員に伝達するものとする。</u> <u>（４）業務内容</u> <u>参集した職員は、総合防災センターで被害情報、雪害応急対策に関する情報等の収集連絡を行うものとする。</u> 第５ 福井県災害対策連絡室の設置 （１）設置および廃止基準 安全環境部長は、土木部長と協議の上、知事の命を受け災害対策連絡室を設置するものとし、その設置および廃止基準は次のとおりとする。 ア 設置基準 <u>（ア）大規模な雪害が発生し、または発生するおそれがある場合</u> <u>（イ）広範囲にわたる雪害が発生し、または発生するおそれがある場合</u> <u>（ウ）その他災害対策連絡室の設置の必要がある場合</u> イ （略）	第４ 福井県災害対策連絡室の設置 （１）設置および廃止基準 安全環境部長は、土木部長と協議の上、知事の命を受け災害対策連絡室を設置するものとし、その設置および廃止基準は次のとおりとする。 ア 設置基準 <u>（ア）大雪警報または暴風雪警報が県下の１以上の市町に発表された場合</u> <u>（イ）降雪により、次のいずれかが発生した場合</u> ・<u>幹線道路において、車両の通行に支障が生じた場合</u> ・<u>幹線鉄道において、運行に支障が生じた場合</u> <u>（ウ）雪害が発生し、または発生するおそれがある場合</u> <u>（エ）その他災害対策連絡室の設置の必要がある場合</u> イ （略）

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
(2)～(6) (略) 第6 福井県災害対策本部の設置 (1)～(3) (略) (4) 組織、事務分掌等 ア～イ (略) ウ 災害対策本部員は、政策幹、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、総合政策部新幹線・交通政策監、安全環境部危機対策監、会計管理者および警察本部長をもって充てるものとする。 また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てるものとする。 エ～ケ (略) (5)～(8) (略) 第7 市町の配備体制 (略) 第8 指定地方行政機関等の配備体制 (略) 第9 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立 (略) 第10 被害状況等の収集および連絡 (略) 第2節 防災気象情報伝達計画 第1～2 (略) 第3 気象特別警報・警報・注意報等の伝達 (1)～(7) (略) (8) 国、県および市町等は、情報伝達に当たって、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関およびポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ等を随時入手したいというニーズに応じて、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 第3～4節 (略) 第5節 交通確保計画 第1 (略) 第2 道路交通の確保 (1) 県	(2)～(6) (略) 第5 福井県災害対策本部の設置 (1)～(3) (略) (4) 組織、事務分掌等 ア～イ (略) ウ 災害対策本部員は、政策幹、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、総合政策部新幹線・交通政策監、安全環境部危機対策監、<u>国体推進局長</u>、会計管理者および警察本部長をもって充てるものとする。 また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てるものとする。 エ～ケ (略) (5)～(8) (略) 第6 市町の配備体制 (略) 第7 指定地方行政機関等の配備体制 (略) 第8 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立 (略) 第9 被害状況等の収集および連絡 (略) 第2節 防災気象情報伝達計画 第1～2 (略) 第3 気象特別警報・警報・注意報等の伝達 (1)～(7) (略) (8) 国、県および市町等は、情報伝達に当たって、さまざまな環境下にある住民等ならびに県および市の職員に対して警報等が<u>確実に</u>伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u>、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、<u>掲示板、広報誌、広報車等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに</u>、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関およびポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ等を随時入手したいというニーズに応じて、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 第3～4節 (略) 第5節 交通確保計画 第1 (略) 第2 道路交通の確保 (1) 県

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
県は、毎年１１月に福井県除雪対策本部を設置するとともに、「道路雪対策基本計画」に基づき一般国道県管理区間および県道の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。 ア～オ （略） （２）～（６） （略） （７）緊急交通規制等 （新設） ア 警察本部 （ア）交通規制等 警察本部は、雪害時には交通が渋滞し、または混雑して危険が生じることから、主要道路を中心に一方通行、駐車禁止、車種別規制、交通情報板等による迂回誘導等の措置を講ずるものとする。 （イ）指導取締り等の強化 警察本部は、主要道路交差点、混雑場所等に警察官を重点配置して、指導取締り、誘導等の活動を強化するとともに、交通および除排雪の障害となる路上駐車車両の指導取締体制を強化するものとする。 イ 道路管理者 道路管理者は、気象状況、なだれの発生等交通の危険状況に応じて、関係警察署と緊密な連携の下、交通規制を実施するものとする。 （８） （略） 第３～６ （略） 第６～９節 （略） 第４章 雪害復旧計画 （略）	県は、毎年１１月に福井県除雪対策本部を設置するとともに、「道路雪対策基本計画」に基づき一般国道県管理区間および県道の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。また、<u>県知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</u> ア～オ （略） （２）～（６） （略） （７）緊急交通規制等 <u>ア 県公安委員会</u> <u>県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確認するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</u> <u>イ 警察本部</u> （ア）交通規制等 警察本部は、雪害時には交通が渋滞し、または混雑して危険が生じることから、主要道路を中心に一方通行、駐車禁止、車種別規制、交通情報板等による迂回誘導等の措置を講ずるものとする。 （イ）指導取締り等の強化 警察本部は、主要道路交差点、混雑場所等に警察官を重点配置して、指導取締り、誘導等の活動を強化するとともに、交通および除排雪の障害となる路上駐車車両の指導取締体制を強化するものとする。 <u>ウ 道路管理者</u> 道路管理者は、気象状況、なだれの発生等交通の危険状況に応じて、関係警察署と緊密な連携の下、交通規制を実施するものとする。<u>また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確認するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</u> （８） （略） 第３～６ （略） 第６～９節 （略） 第４章 雪害復旧計画 （略）

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
福井県地域防災計画（原子力災害対策編）	福井県地域防災計画（原子力災害対策編）
第１章 総 則	第１章 総 則
第１節 計画の方針	第１節 計画の方針
第１～第３ （略）	第１～第３ （略）
第４ 計画を定めるに当たっての基本方針	第４ 計画を定めるに当たっての基本方針
（１）～（２） （略）	（１）～（２） （略）
表１	表１
（独）日本原子力研究開発機構高速増殖炉研究開発センター	（独）日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
（３）～（４） （略）	（３）～（４） （略）
表２ 各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組み	表２ 各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組み
１．沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 【日本原子力発電(株)敦賀発電所１号機】 警戒事態（第１段階） ⑯その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が <u>原子力規制委員会原子力事故警戒本部</u> の設置が必要と判断した場合	１．沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 【日本原子力発電(株)敦賀発電所１号機】 警戒事態（第１段階） ⑯その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が <u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u> の設置が必要と判断した場合
２．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 【日本原子力発電(株)敦賀発電所２号機、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所】 警戒事態（第１段階） ⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が <u>原子力規制委員会原子力事故警戒本部</u> の設置が必要と判断した場合	２．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 【日本原子力発電(株)敦賀発電所２号機、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所】 警戒事態（第１段階） ⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が <u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u> の設置が必要と判断した場合
３．ナトリウム冷却型高速炉（規制法第２条第５項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 【(独)日本原子力研究開発機構高速増殖炉研究開発センター】 警戒事態（第１段階） ⑪その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が <u>原子力規制委員会原子力事故警戒本部</u> の設置が必要と判断した場合	３．ナトリウム冷却型高速炉（規制法第２条第５項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 【(独)日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ】 警戒事態（第１段階） ⑪その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が <u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u> の設置が必要と判断した場合
４．使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。） 【(独)日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター】 警戒事態（第１段階） ⑩その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が <u>原子力規制委員会原子力事故警戒本部</u> の設置が必要と判断した場合	４．使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。） 【(独)日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター】 警戒事態（第１段階） ⑩その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が <u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u> の設置が必要と判断した場合

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行					改定案																																																																																		
第5～7 （略） 別表1（本節第4関係） （独）日本原子力研究開発機構高速増殖炉研究開発センター 第2～3節 （略） 第2章 原子力災害事前対策 第1～6節 （略） 第7節 緊急被ばく医療体制の整備 第1 （略） 第2 緊急被ばく医療体制の確立 （1）初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関の整備 県は、被ばく医療機関として、表1のとおり「初期被ばく医療機関」を4箇所、「初期被ばく医療支援機関」を4箇所、「二次被ばく医療機関」を2箇所整備するものとする。 別表1 被ばく医療機関					第5～7 （略） 別表1（本節第4関係） （独）日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ 第2～3節 （略） 第2章 原子力災害事前対策 第1～6節 （略） 第7節 緊急被ばく医療体制の整備 第1 （略） 第2 緊急被ばく医療体制の確立 （1）初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関の整備 県は、被ばく医療機関として、表1のとおり「初期被ばく医療機関」を4箇所、「初期被ばく医療支援機関」を9箇所、「二次被ばく医療機関」を2箇所整備するものとする。 別表1 被ばく医療機関																																																																																		
<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>診療機能</th><th>医療機関名</th><th>所在地</th></tr><tr><td rowspan="8">初 期</td><td rowspan="4">初 期 被 ば く 医 療 機 関</td><td rowspan="4">外 来 診 療</td><td>国立病院機構福井病院</td><td>敦賀市桜ヶ丘 33-1</td></tr><tr><td>市立敦賀病院</td><td>敦賀市三島町 1-6-60</td></tr><tr><td>杉田玄白記念公立小浜病院</td><td>小浜市大手町 2-2</td></tr><tr><td>社会保険高浜病院</td><td>高浜町宮崎 87-14-2</td></tr><tr><td rowspan="4">初 期 被 ば く 医 療 支 援 機 関</td><td rowspan="4">外 来 診 療 支 援</td><td>福井赤十字病院</td><td>福井市月見 2-4-1</td></tr><tr><td>福井県済生会病院</td><td>福井市和田中町舟橋 7-1</td></tr><tr><td>福井社会保険病院</td><td>勝山市長山町 2-6-21</td></tr><tr><td>公立丹南病院</td><td>鯖江市三六町 1-2-31</td></tr><tr><td rowspan="2">二 次</td><td rowspan="2">二 次 被 ば く 医 療 機 関</td><td>入院診療</td><td>県立病院緊急時医療対策施設</td><td>福井市四ツ井 2-8-1</td></tr><tr><td>診療支援</td><td>福井大学医学部附属病院</td><td>永平寺町松岡下合月 23-3</td></tr></table>					区 分		診療機能	医療機関名	所在地	初 期	初 期 被 ば く 医 療 機 関	外 来 診 療	国立病院機構福井病院	敦賀市桜ヶ丘 33-1	市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2	社会保険高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2	初 期 被 ば く 医 療 支 援 機 関	外 来 診 療 支 援	福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1	福井社会保険病院	勝山市長山町 2-6-21	公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31	二 次	二 次 被 ば く 医 療 機 関	入院診療	県立病院緊急時医療対策施設	福井市四ツ井 2-8-1	診療支援	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月 23-3	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>診療機能</th><th>医療機関名</th><th>所在地</th></tr><tr><td rowspan="12">初 期</td><td rowspan="4">初 期 被 ば く 医 療 機 関</td><td rowspan="4">外 来 診 療</td><td>国立病院機構福井病院</td><td>敦賀市桜ヶ丘 33-1</td></tr><tr><td>市立敦賀病院</td><td>敦賀市三島町 1-6-60</td></tr><tr><td>杉田玄白記念公立小浜病院</td><td>小浜市大手町 2-2</td></tr><tr><td>若狭高浜病院</td><td>高浜町宮崎 87-14-2</td></tr><tr><td rowspan="8">初 期 被 ば く 医 療 支 援 機 関</td><td rowspan="8">外 来 診 療 支 援</td><td>福井赤十字病院</td><td>福井市月見 2-4-1</td></tr><tr><td>福井県済生会病院</td><td>福井市和田中町舟橋 7-1</td></tr><tr><td>福井勝山総合病院</td><td>勝山市長山町 2-6-21</td></tr><tr><td>公立丹南病院</td><td>鯖江市三六町 1-2-31</td></tr><tr><td>国立病院機構あわら病院</td><td>あわら市北潟 238-1</td></tr><tr><td>坂井市立三国病院</td><td>坂井市三国町中央 1-2-34</td></tr><tr><td>越前町国民健康保険織田病院</td><td>越前町織田 106-44-1</td></tr><tr><td>レイクヒルズ美方病院</td><td>若狭町気山 315-1-9</td></tr><tr><td>若狭町国民健康保険上中病院</td><td>若狭町市場 19-5</td></tr><tr><td rowspan="2">二 次</td><td rowspan="2">二 次 被 ば く 医 療 機 関</td><td>入院診療</td><td>県立病院緊急時医療対策施設</td><td>福井市四ツ井 2-8-1</td></tr><tr><td>診療支援</td><td>福井大学医学部附属病院</td><td>永平寺町松岡下合月 23-3</td></tr></table>					区 分		診療機能	医療機関名	所在地	初 期	初 期 被 ば く 医 療 機 関	外 来 診 療	国立病院機構福井病院	敦賀市桜ヶ丘 33-1	市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2	若狭高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2	初 期 被 ば く 医 療 支 援 機 関	外 来 診 療 支 援	福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1	福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-21	公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31	国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34	越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1	レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9	若狭町国民健康保険上中病院	若狭町市場 19-5	二 次	二 次 被 ば く 医 療 機 関	入院診療	県立病院緊急時医療対策施設	福井市四ツ井 2-8-1	診療支援	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月 23-3
区 分		診療機能	医療機関名	所在地																																																																																			
初 期	初 期 被 ば く 医 療 機 関	外 来 診 療	国立病院機構福井病院	敦賀市桜ヶ丘 33-1																																																																																			
			市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60																																																																																			
			杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2																																																																																			
			社会保険高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2																																																																																			
	初 期 被 ば く 医 療 支 援 機 関	外 来 診 療 支 援	福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1																																																																																			
			福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1																																																																																			
			福井社会保険病院	勝山市長山町 2-6-21																																																																																			
			公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31																																																																																			
二 次	二 次 被 ば く 医 療 機 関	入院診療	県立病院緊急時医療対策施設	福井市四ツ井 2-8-1																																																																																			
		診療支援	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月 23-3																																																																																			
区 分		診療機能	医療機関名	所在地																																																																																			
初 期	初 期 被 ば く 医 療 機 関	外 来 診 療	国立病院機構福井病院	敦賀市桜ヶ丘 33-1																																																																																			
			市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60																																																																																			
			杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2																																																																																			
			若狭高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2																																																																																			
	初 期 被 ば く 医 療 支 援 機 関	外 来 診 療 支 援	福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1																																																																																			
			福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1																																																																																			
			福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-21																																																																																			
			公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31																																																																																			
			国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1																																																																																			
			坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34																																																																																			
			越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1																																																																																			
			レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9																																																																																			
若狭町国民健康保険上中病院	若狭町市場 19-5																																																																																						
二 次	二 次 被 ば く 医 療 機 関	入院診療	県立病院緊急時医療対策施設	福井市四ツ井 2-8-1																																																																																			
		診療支援	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月 23-3																																																																																			
（2）～（7） （略） 第3～5 （略） 第8～9節（略）					（2）～（7） （略） 第3～5 （略） 第8～9節（略）																																																																																		

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
第１０節 第１～２ （略） 第３ 県外広域相互応援体制 県は、関係府県等間と締結している次の相互応援協定を、原子力災害時においても活用するものとする。 （１）隣接県との協定 岐阜県と締結している「災害時の相互応援に関する協定」 （２）～（４） （略） 第４ 関係機関との協定 （１） （略） （２）医療救護、医療材料等の供給（前略） カ 一般般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部と締結している「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定」 （３）応急生活物資供給 ア （略） イ 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、一般財団法人福井市中央卸売市場協会、株式会社ユース、福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、麒麟ビバレッジ株式会社北陸支社、株式会社ローソンおよび株式会社ファミリーマートそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」 （４）～（５） （略） （６）その他（前略） 公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会と締結している「災害時における公共建築物の清掃および消毒等に関する協定」 第５ 警察本部が締結している協定 （１）～（２） （略）	第１０節 第１～２ （略） 第３ 県外広域相互応援体制 県は、関係府県等間と締結している次の相互応援協定を、原子力災害時においても活用するものとする。 （１）隣接県との協定 岐阜県と締結している「災害時の相互応援に関する協定」 <u>奈良県と締結している「福井県・奈良県災害時等相互応援に関する協定」</u> <u>石川県と締結している「福井県・石川県災害時等相互応援に関する協定」</u> （２）～（４） （略） 第４ 関係機関との協定 （１） （略） （２）医療救護、医療材料等の供給（前略） カ 一般般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部と締結している「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定」 キ <u>近畿臨床検査薬卸連合会と締結している「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」</u> （３）応急生活物資供給 ア （略） イ 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、一般財団法人福井市中央卸売市場協会、株式会社<u>バロー</u>、福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、麒麟ビバレッジ株式会社北陸支社、株式会社ローソンおよび株式会社ファミリーマートそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」 （４）～（５） （略） （６）その他（前略） 公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会と締結している「災害時における公共建築物の清掃および消毒等に関する協定」 <u>株式会社福井銀行と締結している「災害時等における相互協力に関する協定書」</u> <u>福井県石油業協同組合と締結している「災害時等における石油燃料の供給に関する協定書」</u> <u>石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」</u> 第５ 警察本部が締結している協定 （１）～（２） （略） （３）物資の調達

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
（３）物資の調達 株式会社ホームセンター みつわ、株式会社ヤスサキグループおよび株式会社ＰＬＡＮＴと締結している「災害時における物資の調達に関する協定」 （４）～（６）略 第６ （略） 第１１～１４節 （略） 第３章 緊急事態応急対策 第１節 緊急時の通報連絡 第１ （略） 第２ 情報収集事態発生時の通報連絡 （１） （略） （２）点検状況等の報告および連絡 ア （略） イ 国の措置 原子力規制委員会原子力事故警戒本部は、情報収集事態の発生後の状況について関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。 ウ （略） 第３ 警戒事態（第１段階）発生時の通報連絡 （１） （略） （２）国が行う通報連絡 国（原子力規制委員会）は、警戒事態の発生を確認するとともに、<u>原子力規制委員会原子力事故警戒本部</u>から関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。また、ＰＡＺ関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、ＵＰＺ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。 （３）～（７） （略） 第４～９ （略） 別表１（本節第３（１）関係） （独）日本原子力研究開発機構<u>高速増殖炉研究開発センター</u>	株式会社ホームセンター みつわ、株式会社ヤスサキグループ、株式会社ＰＬＡＮＴおよび<u>ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター</u>と締結している「災害時における物資の調達に関する協定」 （４）～（６）略 第６ （略） 第１１～１４節 （略） 第３章 緊急事態応急対策 第１節 緊急時の通報連絡 第１ （略） 第２ 情報収集事態発生時の通報連絡 （１） （略） （２）点検状況等の報告および連絡 ア （略） イ 国の措置 <u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u>は、情報収集事態の発生後の状況について関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。 ウ （略） 第３ 警戒事態（第１段階）発生時の通報連絡 （１） （略） （２）国が行う通報連絡 国（原子力規制委員会）は、警戒事態の発生を確認するとともに、<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u>から関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。また、ＰＡＺ関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、ＵＰＺ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。 （３）～（７） （略） 第４～９ （略） 別表１（本節第３（１）関係） （独）日本原子力研究開発機構<u>高速増殖原型炉もんじゅ</u>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
別図１（本節第３（７）関係） 原子力規制委員会（原子力規制庁<u>原子力防災政策課</u>） 別図２（本節第４（５）関係） （１）県の原子力災害警戒本部設置前 原子力規制委員会（原子力規制庁<u>原子力防災政策課</u>） （２）県の原子力災害警戒本部設置後 原子力規制委員会（原子力規制庁<u>原子力防災政策課</u>） 別図３（本節第５（１）才関係） 原子力規制委員会（原子力規制庁<u>原子力防災政策課</u>） 第２節 緊急時活動体制の確立 第１ （略） 第２ 県の組織動員体制 （１）動員配備の基準 （略） 表１ 動員配置基準 警戒事態（第１段階） （４）その他、国が<u>原子力規制委員会原子力事故警戒本部</u>の設置が必要と判断したとき （２）～（３） （略） 第３ 福井県原子力災害警戒本部の設置 （１）～（２） （略） （３）組織および事務分掌 ア～カ （略） キ 緊急時に動員する職員 緊急時の初期活動を円滑に実施するため、次の職員を指定する。 （ア）各部連絡責任者 各企画参事、総務部政策推進グループ総括主任、総合政策部政策推進課総括主任、会計局<u>会計課</u>課長補佐および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。 （イ）～（ウ） （略） ク～ケ （略） （４）～（１０） （略） 第４ 福井県原子力災害対策本部の設置 （１）～（２） （略）	別図１（本節第３（７）関係） 原子力規制委員会（原子力規制庁<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>） 別図２（本節第４（５）関係） （１）県の原子力災害警戒本部設置前 原子力規制委員会（原子力規制庁<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>） （２）県の原子力災害警戒本部設置後 原子力規制委員会（原子力規制庁<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>） 別図３（本節第５（１）才関係） 原子力規制委員会（原子力規制庁<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>） 第２節 緊急時活動体制の確立 第１ （略） 第２ 県の組織動員体制 （１）動員配備の基準 （略） 表１ 動員配置基準 警戒事態（第１段階） （４）その他、国が<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u>の設置が必要と判断したとき （２）～（３）（略） 第３ 福井県原子力災害警戒本部の設置 （１）～（２） （略） （３）組織および事務分掌 ア～カ （略） キ 緊急時に動員する職員 緊急時の初期活動を円滑に実施するため、次の職員を指定する。 （ア）各部連絡責任者 各企画参事、総務部政策推進グループ総括主任、総合政策部政策推進課総括主任、<u>国体推進局企画広報課</u>課長補佐、<u>会計局審査指導課</u>課長補佐および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。 （イ）～（ウ） （略） ク～ケ （略） （４）～（１０） （略） 第４ 福井県原子力災害対策本部の設置 （１）～（２） （略）

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
（３）組織および事務分掌 ア～イ （略） ウ 災害対策本部員は、政策幹、各部長（行政組織規則（昭和３９年福井県規則第２１号）第２０２条第１項に定める部長をいう。）、安全環境部危機対策監、総合政策部新幹線・交通政策監、教育長、会計管理者および警察本部長をもって充てるものとする。 エ～キ （略） ク 緊急時に動員する職員 緊急時の応急対策活動を円滑に実施するため、次の職員を指定するものとする。 （７）各部連絡責任者 各企画参事、総務部政策推進グループ総括主任、総合政策部政策推進課総括主任、会計局<u>会計課</u>課長補佐および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。 （イ）～（ウ） （略） ケ～コ （略） （４）～（１３） （略） （１４）職務の代理 ア～エ （略） オ 災害発生時において、会計管理者が不在等の場合には、福井県会計管理者の事務の代理に関する規則（平成１９年５月１６日福井県規則第５２号）第２条の規定に準じて会計局会計課長が、また、会計局<u>会計課</u>長も不在等の場合には会計管理者があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。 第５ 原子力緊急事態宣言発出後の対応 （１）～（３） （略） （４）原子力災害合同対策協議会の設置および運営 ア～エ （略） オ 原子力災害合同対策協議会の運営 原子力災害対策協議会の運営に関する事項については、国が作成する「<u>オフサイトセンター運営要領</u>」によるものとする。 第６～９ （略） 第３節 緊急時モニタリングの実施 第１～４ （略） 第５ 動員配備の基準 別表１	（３）組織および事務分掌 ア～イ （略） ウ 災害対策本部員は、政策幹、各部長（行政組織規則（昭和３９年福井県規則第２１号）第２０２条第１項に定める部長をいう。）、安全環境部危機対策監、総合政策部新幹線・交通政策監、教育長、<u>国体推進局長</u>、会計管理者および警察本部長をもって充てるものとする。 エ～キ （略） ク 緊急時に動員する職員 緊急時の応急対策活動を円滑に実施するため、次の職員を指定するものとする。 （７）各部連絡責任者 各企画参事、総務部政策推進グループ総括主任、総合政策部政策推進課総括主任、<u>国体推進局企画広報課課長補佐</u>、<u>会計局審査指導課課長補佐</u>および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。 （イ）～（ウ） （略） ケ～コ （略） （４）～（１３） （略） （１４）職務の代理 ア～エ （略） オ 災害発生時において、会計管理者が不在等の場合には、福井県会計管理者の事務の代理に関する規則（平成１９年５月１６日福井県規則第５２号）第２条の規定に準じて会計局<u>審査指導課長</u>が、また、会計局<u>審査指導課</u>長も不在等の場合には会計管理者があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。 第５ 原子力緊急事態宣言発出後の対応 （１）～（３） （略） （４）原子力災害合同対策協議会の設置および運営 ア～エ （略） オ 原子力災害合同対策協議会の運営 原子力災害対策協議会の運営に関する事項については、国が作成する「<u>原子力緊急事態等現地対応マニュアル</u>」によるものとする。 第６～９ （略） 第３節 緊急時モニタリングの実施 第１～４ （略） 第５ 動員配備の基準 別表１

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																														
警戒事態（第１段階） 第６～７ （略） 第４～７節 （略） 第８節 緊急被ばく医療活動 第１～第２ （略） 表１ 救急医療班一覧 福井社会保険病院 社会保険高浜病院 表２－１ 初期被ばく医療機関（外来診療） 社会保険高浜病院 表２－２ 初期被ばく医療支援機関（外来診療支援） <table><tr><th>医療機関名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>福井赤十字病院</td><td>福井市月見２－４－１</td></tr><tr><td>福井県済生会病院</td><td>福井市和田中町舟橋７－１</td></tr><tr><td>福井社会保険病院</td><td>勝山市長山町２－６－２ １</td></tr><tr><td>公立丹南病院</td><td>鯖江市三六町１－２－３ １</td></tr></table>	医療機関名	所在地	福井赤十字病院	福井市月見２－４－１	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋７－１	福井社会保険病院	勝山市長山町２－６－２ １	公立丹南病院	鯖江市三六町１－２－３ １	警戒事態（第１段階） 第６～７ （略） 第４～７節 （略） 第８節 緊急被ばく医療活動 第１～第２ （略） 表１ 救急医療班一覧 福井勝山総合病院 若狭高浜病院 表２－１ 初期被ばく医療機関（外来診療） 若狭高浜病院 表２－２ 初期被ばく医療支援機関（外来診療支援） <table><tr><th>医療機関名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>福井赤十字病院</td><td>福井市月見２－４－１</td></tr><tr><td>福井県済生会病院</td><td>福井市和田中町舟橋７－１</td></tr><tr><td>福井勝山総合病院</td><td>勝山市長山町２－６－２ １</td></tr><tr><td>公立丹南病院</td><td>鯖江市三六町１－２－３ １</td></tr><tr><td>国立病院機構あわら病院</td><td>あわら市北潟 238-1</td></tr><tr><td>坂井市立三国病院</td><td>坂井市三国町中央 1-2-34</td></tr><tr><td>越前町国民健康保険織田病院</td><td>越前町織田 106-44-1</td></tr><tr><td>レイクヒルズ美方病院</td><td>若狭町気山 315-1-9</td></tr><tr><td>若狭町国民健康保険上中病院</td><td>若狭町市場 １ 9－ 5</td></tr></table>	医療機関名	所在地	福井赤十字病院	福井市月見２－４－１	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋７－１	福井勝山総合病院	勝山市長山町２－６－２ １	公立丹南病院	鯖江市三六町１－２－３ １	国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34	越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1	レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9	若狭町国民健康保険上中病院	若狭町市場 １ 9－ 5
医療機関名	所在地																														
福井赤十字病院	福井市月見２－４－１																														
福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋７－１																														
福井社会保険病院	勝山市長山町２－６－２ １																														
公立丹南病院	鯖江市三六町１－２－３ １																														
医療機関名	所在地																														
福井赤十字病院	福井市月見２－４－１																														
福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋７－１																														
福井勝山総合病院	勝山市長山町２－６－２ １																														
公立丹南病院	鯖江市三六町１－２－３ １																														
国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1																														
坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34																														
越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1																														
レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9																														
若狭町国民健康保険上中病院	若狭町市場 １ 9－ 5																														

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行				改定案			
第 3 表 3 緊急被ばく医療体制の概要				第 3 表 3 緊急被ばく医療体制の概要			
区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療	区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療
診療 機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療	診療 機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
措置	傷病者の心理的動揺について、十分配慮しながら、汚染検査、通常に一般的傷病、身体的異常に対する措置を行う。 ・ふき取り等の簡易な除染等 ・ヨウ化カリウムの製剤投与等、放射線障害予防措置 ・救急蘇生法（ＡＣＬＳ） ・合併損傷（創傷、熱傷）	放射能汚染除去の措置を施すと共に、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿および血液の放射能の計測および必要な医療措置を行う。 ≪緊急時医療対策施設≫ ・除染室を用いた細密な除染 ・ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定 ・血液、尿等の生体試料による汚染状況および線量評価等 ・局所被ばく患者の診療の開始 ・高線量被ばく患者の診療の開始 ・合併損傷の診療の開始 ・内部被ばく患者に対する	二次被ばく医療機関で遂行困難な放射能汚染治療、追跡調査等を行う ・初期および二次被ばく医療機関で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染 ・重篤な局所被ばく患者の診療 ・高線量被ばく患者の診療 ・重症の合併損傷の治療 ・重篤な内部被ばく患者に対する診療	措置	傷病者の心理的動揺について、十分配慮しながら、汚染検査、通常に一般的傷病、身体的異常に対する措置を行う。 ・ふき取り等の簡易な除染等 ・ヨウ化カリウムの製剤投与等、放射線障害予防措置 ・救急蘇生法（ＡＣＬＳ） ・合併損傷（創傷、熱傷）	放射能汚染除去の措置を施すと共に、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿および血液の放射能の計測および必要な医療措置を行う。 ≪緊急時医療対策施設≫ ・除染室を用いた細密な除染 ・ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定 ・血液、尿等の生体試料による汚染状況および線量評価等 ・局所被ばく患者の診療の開始 ・高線量被ばく患者の診療の開始 ・合併損傷の診療の開始 ・内部被ばく患者に対する	二次被ばく医療機関で遂行困難な放射能汚染治療、追跡調査等を行う ・初期および二次被ばく医療機関で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染 ・重篤な局所被ばく患者の診療 ・高線量被ばく患者の診療 ・重症の合併損傷の治療 ・重篤な内部被ばく患者に対する診療
担当 機関	救護所 事業所内救急医療施設 県が定める医療機関 外来診療： 国立病院機構福井病院 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 社会保険高浜病院 外来診療支援：	福井県立病院 緊急時医療対策施設 福井大学医学部附属病院（支援機関）	広島大学 （西日本ブロックの三次被ばく医療機関） 放射線医学総合研究所 （三次被ばく医療機関）	担当 機関	救護所 事業所内救急医療施設 県が定める医療機関 外来診療： 国立病院機構福井病院 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 若狭高浜病院 外来診療支援：	福井県立病院 緊急時医療対策施設 福井大学医学部附属病院（支援機関）	広島大学 （西日本ブロックの三次被ばく医療機関） 放射線医学総合研究所 （三次被ばく医療機関）

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行					改定案				
		福井赤十字病院 福井県済生会病院 福井社会保険病院 公立丹南病院				福井赤十字病院 福井県済生会病院 福井勝山総合病院 公立丹南病院 国立病院機構あわら病院 坂井市立三国病院 越前町国民健康保険織田病院 レイクヒルズ美方病院 若狭町国民健康保険上中病院			
第４～５ （略） 第９～１８節 （略）					第４～５ （略） 第９～１８節 （略）				
第４章 原子力災害中長期対策 （略）					第４章 原子力災害中長期対策 （略）				